

幼児教育の無償化について

平成31年2月14日

内閣府・文部科学省・厚生労働省

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討
- 幼児教育の無償化の趣旨 → 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- **3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育**（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象
 - ※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- **0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化**

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- **3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化**
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- **0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化**

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
(①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等)
 - ・ 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
 - ・ 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
 - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・ 6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. 実施時期

- 2019年10月1日

6. その他

- 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討
- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないよう、周知徹底

幼児教育・保育の無償化に関する平成31年度予算案について

幼児教育・保育の無償化 平成31年度予算案:3,882 億円 (公費)

－ 3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化するとともに、低所得者世帯にも配慮し、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供を対象として保育所等の費用を無償化する。

区分		主な負担割合	国・地方合計（億円）		
				国	地方
<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	2,059	1,030	1,030
	公立	市町村10/10	818	—	818
<未移行> 私立幼稚園等		国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	696	348	348
認可外保育施設等		国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	141	70	70
預かり保育等		国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	168	84	84
合 計			3,882	1,532	2,349

※ 四捨五入により、端数において合計とは一致しない。
※地域型保育給付は私立保育所の内数として計上。

(初年度の取扱い)

- ・ 地方負担分 2,349億円については、無償化に係る初年度経費を全額国負担とする（平成31年度予算案において計上）。

(事務費)

- ・ 初年度（2019年度）の導入時に必要となる自治体の事務費について、平成30年度第2次補正予算案において301億円、平成31年度予算案で120億円を計上。さらに、2年目（2020年度）を全額国費による負担として措置。
- ・ 新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間（～2023年度）に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置。

(システム改修経費)

- ・ 平成30年度予算（192億円）及び平成31年度予算案（62億円）を活用して対応。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

- ・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

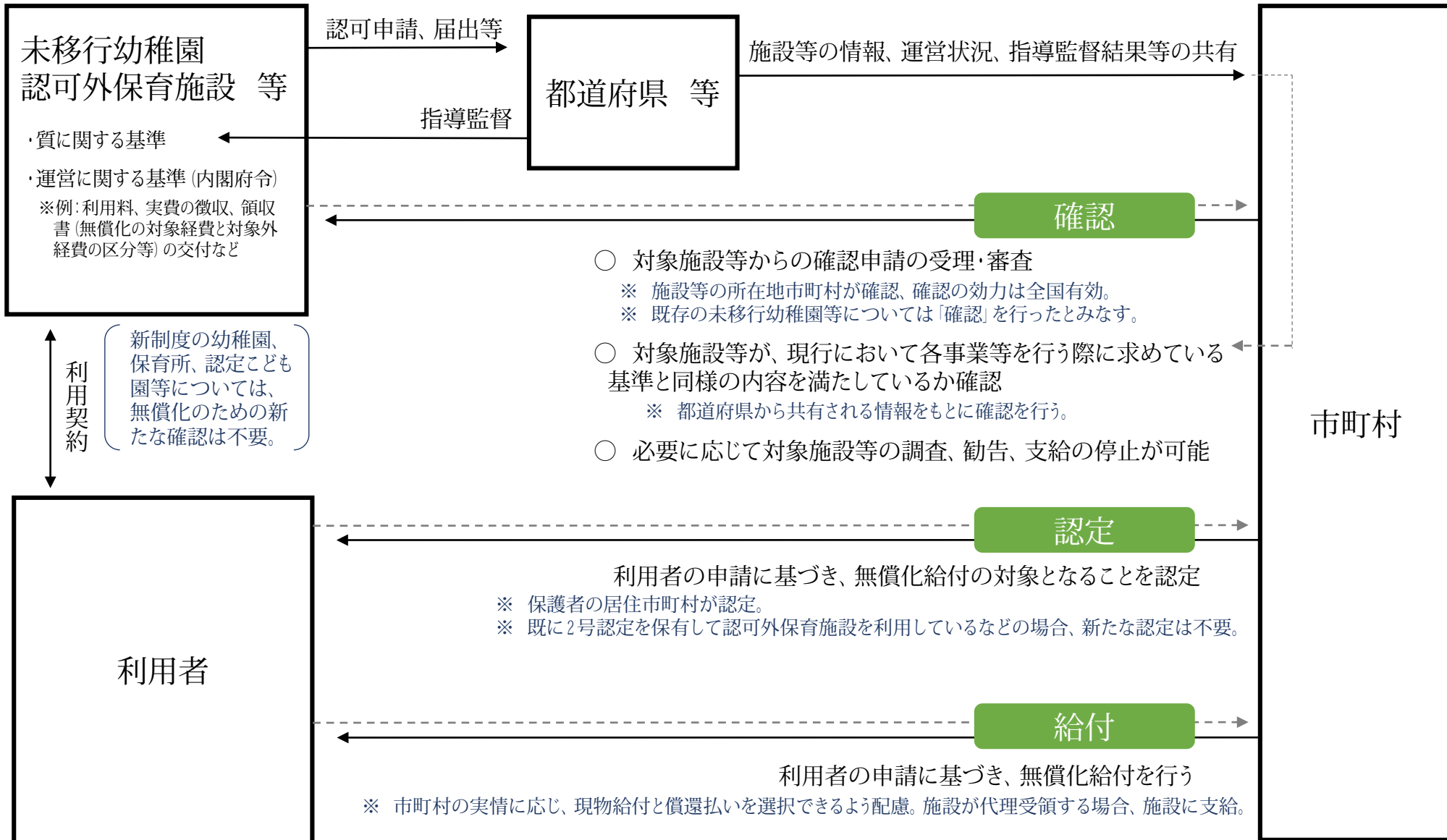
- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

施行期日

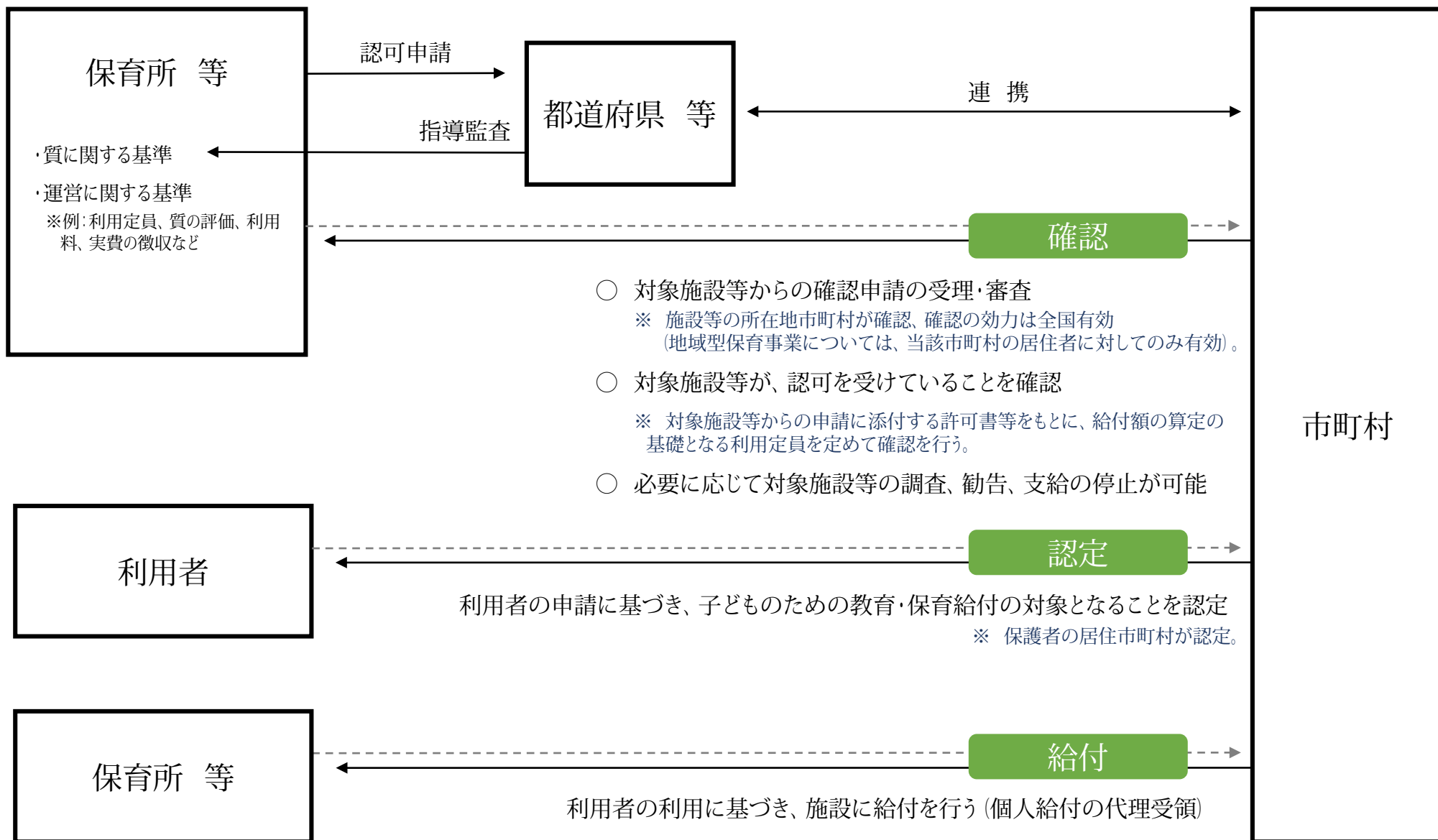
平成31年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)

幼児教育の無償化の実施に伴う主な事務について（イメージ）

- 現行の子どものための教育・保育給付での事務をベースとしつつ、市町村の負担軽減を図る。
- 市町村は、「無償化給付」の支給に係る対象施設等の確認に関し、都道府県に対して必要な協力を求められるよう規定。



【参考】 現行の保育所等における主な事務について（イメージ）



認可外保育施設に係る無償化の対象範囲について

- 無償化の対象となる認可外保育施設は、指導監督基準を満たすものとしているが、待機児童問題により、やむを得ず指導監督基準を満たさない施設を利用する児童が存在することを踏まえ、指導監督基準を満たさない施設も対象とする5年間の猶予期間を設けることとしている。
- この経過措置について、地方自治体から、以下のように、無償化の対象となる認可外保育施設等の範囲について、条例による設定を可能にするなど、地域の実情に合わせた運用を検討するよう、提案いただいているところ。

真の子どもたちのための「子ども・子育て施策」の実現に関する決議 ～ 幼児教育・保育の無償化に当たって ～（平成30年12月10日全国市長会）（抜粋）

1 国と地方の協議に基づく幼児教育・保育確保・向上等

P D C A サイクルを活用した国と地方の協議については、年内協議を開始することとしているが、無償化の円滑な実施のための詳細なマニュアルの作成、ベビーシッターを含む認可外保育施設等に係る指導監督基準の見直しあるいは創設など、質の確保・向上の仕組みを早急に構築すること。

その際、認可外保育施設の範囲を明確化するとともに、都市自治体が子どもの安全に責任を負う立場にあること、無償化に係る事務が自治事務であることを踏まえ、無償化の対象となる認可外保育施設等の範囲について、条例による設定を可能にするなど、地域の実情に合わせた運用を検討すること。

<対応案>

- 市町村によっては、以下のように保育提供体制に違いがある。
 - ・ 待機児童が多く、指導監督基準を満たさない施設を利用せざるをえない地域がある一方、
 - ・ 待機児童がおらず、現在でも指導監督基準を満たさない施設を利用していない地域がある
- このため、5年間の経過措置期間においては、以下の扱いとする。（※法律事項）

- ① 経過措置期間中は、指導監督基準を満たしていない施設についても無償化の対象とすることを原則とする。
- ② ただし、市町村が、現在でも指導監督基準を満たさない施設を利用する人がいないなどの場合には、条例で職員配置（保育士資格等）等に関する基準を設け、無償化の対象を当該基準を満たす施設に限ることができることとする。
- ③ 併せて、条例制定の際の勘案要素として、市町村が保育の需要及び供給の状況その他の事情（待機児童の状況、認可保育所の新設等の状況、指導監督基準を満たす認可外保育施設へ移行させる市区町村の取組の状況等）を勘案し、特に必要であると認めることを規定する。

※ 通常の認可外保育施設の確認に加え、条例を制定した市町村は、市町村条例で定める一定の基準を満たしたものかどうか確認する必要がある。

参考資料

「教育の無償化に関する国と地方の協議」（平成30年11月21日及び12月3日）における地方側のご意見等を踏まえ、国、都道府県、市町村との連携により、認可外保育施設の質の確保・向上を図るため、平成31年度予算案に以下の充実強化策を盛り込む。

（１）認可化移行運営費支援事業の拡充

【制度概要】認可化移行計画を策定し、計画期間内（5年を上限）に移行を図る認可外保育施設に対し、運営費を支援

【拡充の内容】

- ・運営費の水準の引き上げ 公定価格の2／3相当 → 公定価格に準じた水準（保育士の配置割合に応じた減額あり）
- ・公定価格に準じた各種加算（事務職員雇上費加算、処遇改善等加算など）の創設（従前は所長設置加算のみを考慮） 等

（２）認可化移行調査・助言指導事業

【制度概要】認可化移行調査費等支援事業として、認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設について、

①認可化の障害となっている事由を調査・診断し、②認可化移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導を行う。

【拡充の内容】認可化移行調査・助言指導事業として、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすよう

助言・指導を継続的に行う場合を支援対象に追加

（３）巡回支援指導員の配置の拡充

【制度概要】認可外保育施設等を巡回し、重大事故が発生しやすい場面や事故防止の取組、事故発生時の対応などの助言・指導を実施

【拡充の内容】

- ・重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の業務に、指導監督基準など保育所等が遵守・留意すべき内容に関する指導・助言を追加
- ・巡回支援指導員の配置の拡充 706人→1,221人

＜内閣府関連予算＞

■ 幼児教育・保育の無償化に伴う自治体システム改修費への支援 62億円（H31年度予算案）

※この他、平成30年度予算で192億円を計上

■ 幼児教育・保育の無償化に伴う自治体事務費への支援 301億円（H30年度2次補正予算案）

120億円（H31年度予算案）

計421億円

巡回支援指導員について

【業務内容】

保育園等の質の確保・向上を目的として各施設を巡回し、以下の内容等に関する助言・指導を実施

- ① 保育園等が満たすべき基準の遵守状況
- ② 保育中の死亡事故等の重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）
- ③ 保育園等の事故防止の取組、事故発生時の対応

【要件】

次の要件をいずれも満たしている者として、都道府県等が適当と認める者

- ・ 上記【業務内容】に掲げる業務に関して、専門的な知見を有する者
- ・ 巡回指導の趣旨を理解し、保育園等に対する巡回支援指導を適切に実施できる者

※ 指導員の具体例：保育園の園長や保育士経験者

【配置主体】

- ・ 認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）：都道府県、指定都市、中核市
- ・ 認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業：市区町村

※ 巡回支援指導員の配置について、保育に関する知見等を有する団体等への委託も可。

（委託先の具体例：指定保育士養成施設、社会福祉協議会、地域のNPO法人、子育て支援団体 など）

【補助率・補助単価(H31予算案)】

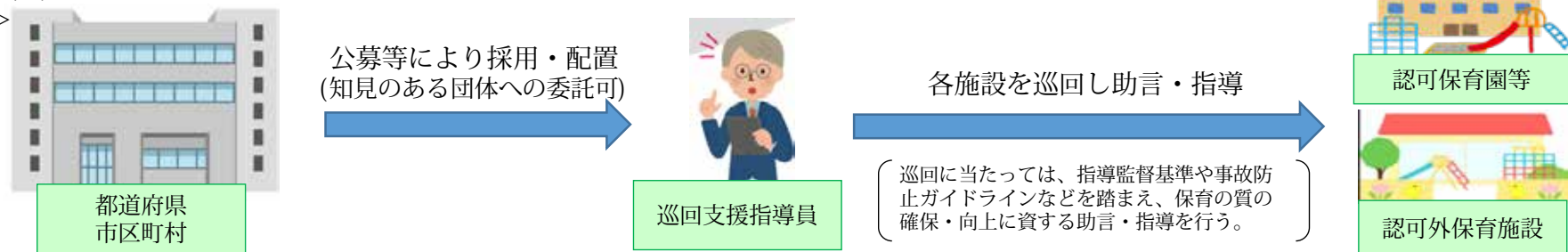
補助率：国 1/2 、都道府県又は市区町村 1/2 補助単価：巡回支援指導員 1人あたり 4,062千円

【配置状況（H29補助金交付決定）】

21自治体 97名 ※ 国の補助事業によらず、各自治体独自で実施している場合もあり。

<配置イメージ

>



保育園等の質の確保・向上のための取組強化事業（旧：保育所等の事故防止の取組強化事業）

【平成30年度予算額】 保育対策総合支援事業費補助金(381億円)の内数 → 【平成31年度予算案】 同394億円の内数

【事業内容】

保育園や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育園等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育園職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助単価(案)】 ・研修事業：1回当たり 302千円（220千円）
・巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円

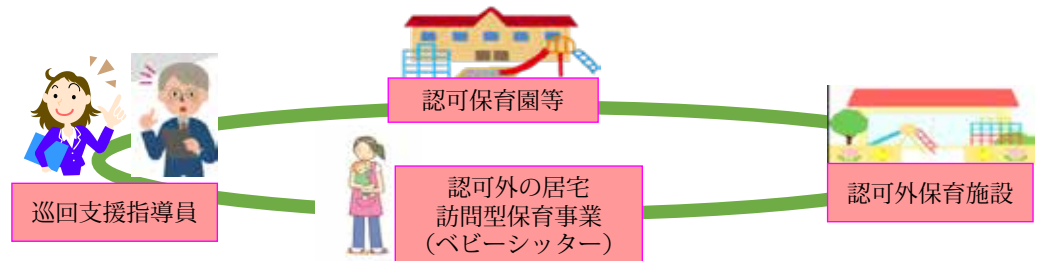
【補助率】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

質の確保・向上のための研修事業



- ・ 保育園等に勤務する保育士等や保育園以外の職員、巡回支援指導員に対する研修
- ・ 研修内容に保育園等が遵守・留意すべき内容を追加（拡充）

質の確保・向上のための巡回支援指導事業



- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導（従来）
- ・ 保育園等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起等を実施（拡充）

認可化移行調査・助言指導事業 (旧：認可化移行調査費等支援事業)

【平成30年度予算額】

保育対策総合支援事業費補助金(381億円)の内数

→

【平成31年度予算案】

同394億円の内数

保育の供給を増やし、待機児童解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制の整備を目的として、
 ①認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設について、移行の障害となっている事由を調査・診断するほか、
 ②指導監督基準を満たしていない認可外保育施設への指導を強化し、(拡充)
 移行に向けた計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行うための費用の一部を補助する。

<拡充の内容>

「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」において、無償化の対象となるサービスとして、指導監督基準を満たすことが示されたことから、指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対して指導監督基準を満たすために必要な助言指導を行う。

【実施主体】都道府県、市町村

【補助率】国1/2、都道府県1/2 又は 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【補助基準額(案)】 1. 認可化移行可能性調査支援

1 か所当たり 564千円

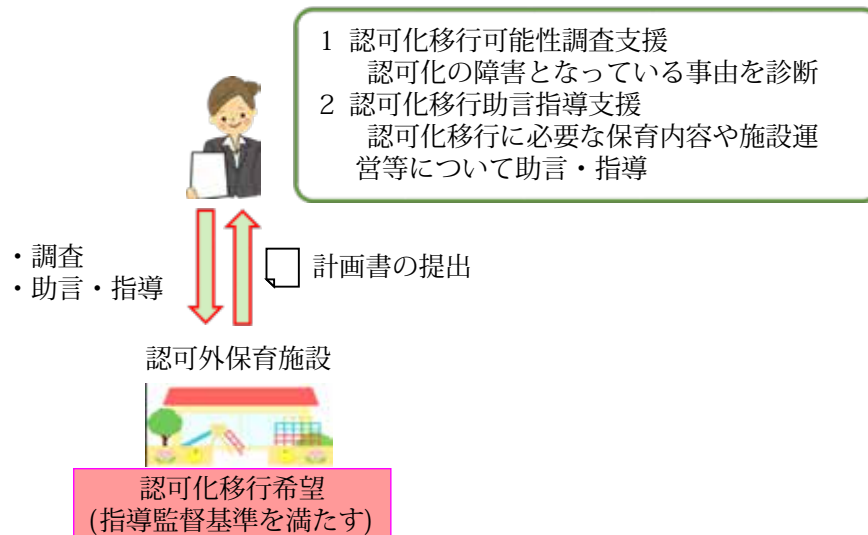
2. 認可化移行助言指導支援

1 施設当たり 504千円

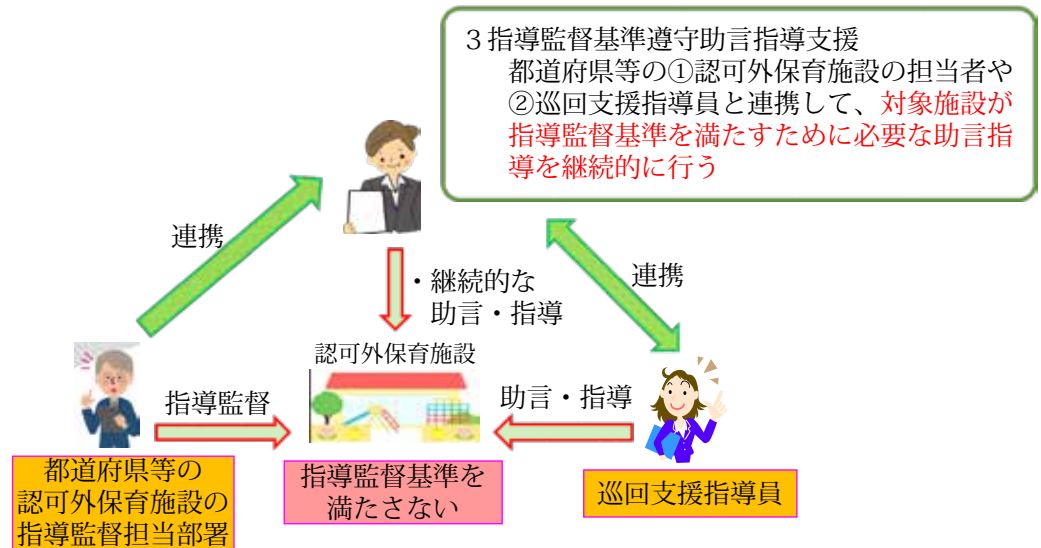
3. 指導監督基準遵守助言指導支援

1 施設当たり 755千円【拡充】

○指導監督基準を満たす認可外保育施設の場合



○指導監督基準を満たさない認可外保育施設の場合【拡充】



<目 的>

認可外保育施設の認可化移行を支援し、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

<実施要件等>

- ・ 認可化移行計画（*1）を策定し、計画期間内（*2）に移行を図ること。
- ・ 施設設備は、計画期間内に認可基準を満たすこと。
- ・ 職員配置については、認可基準の1／4以上は有資格者とし、比率（1／4、1／3、6割、9割）に応じて補助単価を設定。
 *1 施設設備面での課題解決（「認可化移行可能性調査」の実施等）や、保育士人材確保（保育士資格の取得支援等）等を踏まえ策定
 *2 地方単独保育施設以外の施設は5年間が上限

1. 改修費支援

- ・ 認可基準を満たすために必要な改修費等の補助を行う。（間仕切り、調理室やトイレの設備の改修費、賃借料等）

【補助率】国1／2（市町村1／4、設置主体1／4）（*）

*子育て安心プラン実施計画の採択を受けている等一定の条件を満たす市町村については、国2／3（市町村1／12、設置主体1／4）なる

【補助基準額】1施設当たり 3,200万円

2. 移行費支援

① 認可化移行調査・助言指導事業【補助率】国1／2

- ・ 認可保育園等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用を補助する。

【補助基準額】1施設当たり 56.4万円

- ・ 認可保育園等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するための費用を補助する。 【補助基準額】1施設当たり 50.4万円

- ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行うための費用を補助する。

【補助基準額】1施設当たり 75.5万円

② 認可化移行移転費等支援事業【補助率】国1／2

- ・ 現行の施設では、立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用を補助する。

【補助基準額（移転費）】1施設当たり 120万円

【補助基準額（仮設設置費）】1施設当たり 380万円

3. 運営費支援

- ・ 認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対し、運営費を補助をする。

【補助率】国1／2（都道府県1／4、市町村1／4）

【補助基準額】

① 運営費補助（児童一人当たり月額）

	基本分単価
4 歳 以 上 児	<u>5.6万円</u>
3 歳 児	<u>6.2万円</u>
1 , 2 歳 児	<u>11.3万円</u>
0 歳 児	<u>18.1万円</u>

新 公定価格に準じた各種加算

※ 消費税8%の場合の荒い試算

※ 地域区分20/100、定員40名、基準上必要とされる職員のうち9割が保育士の場合

※ 補助単価は、地域区分、定員区分、配置されている保育士の割合等により異なる。

新 ② 保育支援員加算（基準上必要とされる職員のうち、保育士以外の従事者一人当たり月額） 【補助基準額】14.1万円

③ 開設準備費加算（増加定員一人当たり月額） 【補助基準額】0.8万円

④ 地方単独保育施設加算（児童一人当たり月額） 【補助基準額】2.0万円

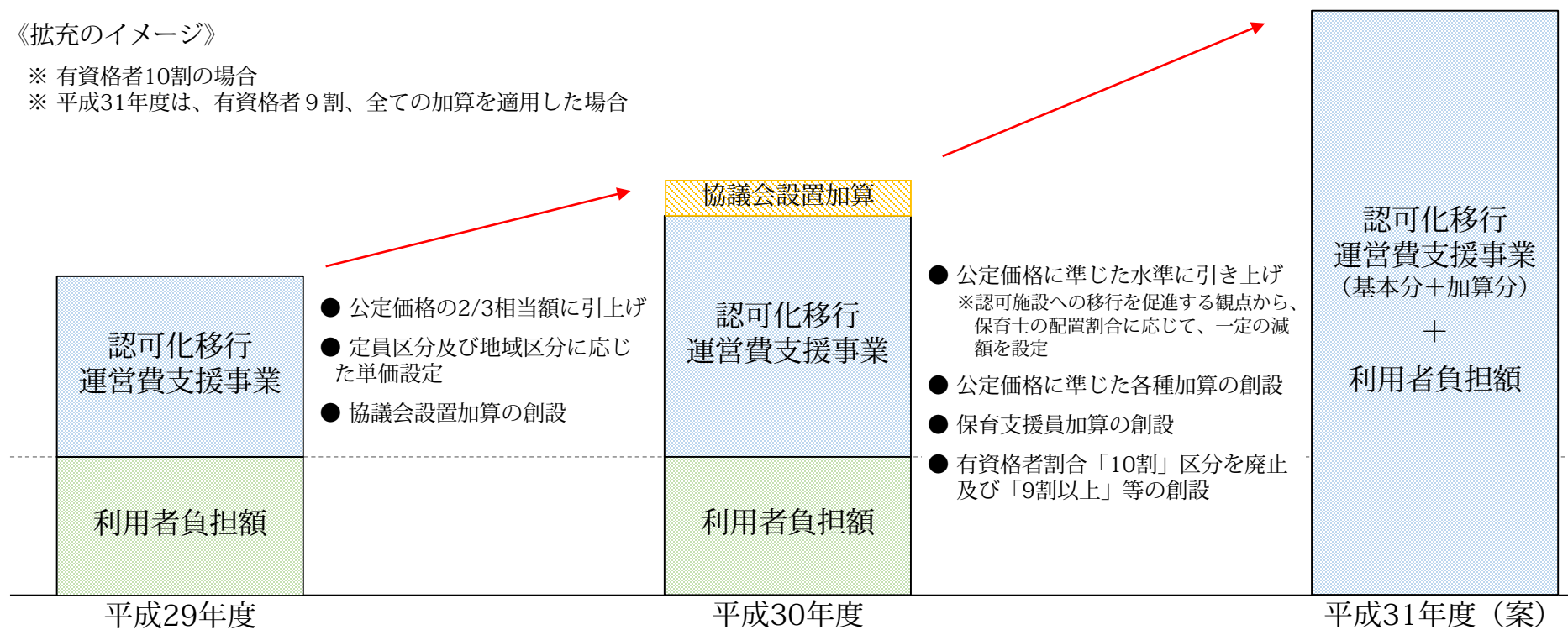
認可化移行運営費支援事業の拡充（イメージ）

- 「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿確保策の一環として、既存の認可外保育施設の認可化を推進することが重要。
- このため、認可化移行運営費支援事業について、平成31年度予算案においては、以下の拡充を実施。
 - ・ 補助単価を公定価格の2／3から引き上げ、公定価格に準じた水準にする。
 - ・ 認可施設への移行を促進する観点から、保育士の配置割合に応じて、一定の減額を設ける。
 - ・ 公定価格に準じた、各種加算を創設する。
 - ・ 認可施設との単価上の差を設けるため、保育士の配置割合が基準の「10割」である補助区分を廃止し、新たに「9割以上」等の補助区分を創設する。
 - ・ 保育士の配置割合が基準の「6割」の場合の補助区分について、保育支援員加算（仮称）を創設する。
 - ※ 保育士以外の従事者について、所定の研修を終了した「保育支援員」を、必要となる保育士の1．5倍に置き換えて配置する場合に一定の加算を行う。
 - ・ 保育士の配置割合が基準の「9割以上」の施設について、公定価格に準じた利用料とする。
 - ※ 「9割以上」以外の施設については、従前どおり自由設定とする。

《拡充のイメージ》

※ 有資格者10割の場合

※ 平成31年度は、有資格者9割、全ての加算を適用した場合



認可化移行運営費支援事業の拡充について

	平成29年度	平成30年度	平成31年度（案）																																																																														
拡充内容等	○ 公定価格上の定員20名、3/100地域の基本分単価の75%相当の単価設定 ○ 定員や地域区分は加味せず、一律の単価設定	○ 将来的な認可化（公定価格による運営費補助）を視野に、公定価格をベースとした仕組みに見直し ○ 公定価格の<u>基本分単価及び所長設置加算の2／3の水準</u>に見直し ○ <u>定員区分及び地域区分に応じた補助単価を設定</u> ○ 待機児童協議会に参加する場合の補助額の上乗せ	○ 公定価格の2／3相当から<u>公定価格に準じた水準に引き上げ</u>（保育士割合等を考慮し、一定の割合を減額） ○ 公定価格に準じた<u>各種加算を創設</u> ○ 認可施設の補助単価と一定の差を設けるため、保育士の配置割合に応じた<u>補助区分の見直し</u>（10割区分の廃止、9割区分及び1/4区分を創設） ○ 9割区分については、認可施設同様、所得段階別の利用料を設定																																																																														
補助単価イメージ（児童一人当たり月額）	<table><tr><td></td><td>10割</td><td>6割</td><td>1／3</td></tr><tr><td>4歳児</td><td>1.8万円</td><td>1.5万円</td><td>1.2万円</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>2.2万円</td><td>1.8万円</td><td>1.5万円</td></tr><tr><td>1・2歳児</td><td>5.7万円</td><td>4.8万円</td><td>3.9万円</td></tr><tr><td>乳児</td><td>10.7万円</td><td>8.9万円</td><td>7.2万円</td></tr></table> ※定員及び地域区分によらず一律の単価		10割	6割	1／3	4歳児	1.8万円	1.5万円	1.2万円	3歳児	2.2万円	1.8万円	1.5万円	1・2歳児	5.7万円	4.8万円	3.9万円	乳児	10.7万円	8.9万円	7.2万円	（定員40名、地域区分20／100の場合） <table><tr><td>地域 定員</td><td colspan="4">20／100</td></tr><tr><td rowspan="5">40名</td><td></td><td>10割</td><td>6割</td><td>1／3</td></tr><tr><td>4歳児</td><td>2.7万円</td><td>2.4万円</td><td>2.2万円</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>3.3万円</td><td>3.0万円</td><td>2.8万円</td></tr><tr><td>1・2歳児</td><td>6.9万円</td><td>6.3万円</td><td>5.8万円</td></tr><tr><td>乳児</td><td>12.1万円</td><td>11.0万円</td><td>10.2万円</td></tr></table> + 協議会加算 ※定員は6人～150人まで間で16区分を設定 ※地域区分は、公定価格に準じ、20／100地域～その他地域までの8区分を設定	地域 定員	20／100				40名		10割	6割	1／3	4歳児	2.7万円	2.4万円	2.2万円	3歳児	3.3万円	3.0万円	2.8万円	1・2歳児	6.9万円	6.3万円	5.8万円	乳児	12.1万円	11.0万円	10.2万円	（定員40名、地域区分20／100の場合） <table><tr><td>地域 定員</td><td colspan="5">20／100</td></tr><tr><td rowspan="5">40名</td><td></td><td>9割</td><td>6割</td><td>1／3</td><td>1／4</td></tr><tr><td>4歳児</td><td>6.8万円</td><td>2.7万円</td><td>1.8万円</td><td>1.1万円</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>7.5万円</td><td>3.3万円</td><td>2.2万円</td><td>1.3万円</td></tr><tr><td>1・2歳児</td><td>12.5万円</td><td>6.5万円</td><td>4.3万円</td><td>2.5万円</td></tr><tr><td>乳児</td><td>19.3万円</td><td>11.4万円</td><td>7.6万円</td><td>4.4万円</td></tr></table> + 公定価格に準じた各種加算 ※単価は粗々の試算（基本分単価＋所長設置加算） 9割については、上記単価から利用者負担を除いた額が基準額となる。	地域 定員	20／100					40名		9割	6割	1／3	1／4	4歳児	6.8万円	2.7万円	1.8万円	1.1万円	3歳児	7.5万円	3.3万円	2.2万円	1.3万円	1・2歳児	12.5万円	6.5万円	4.3万円	2.5万円	乳児	19.3万円	11.4万円	7.6万円	4.4万円
	10割	6割	1／3																																																																														
4歳児	1.8万円	1.5万円	1.2万円																																																																														
3歳児	2.2万円	1.8万円	1.5万円																																																																														
1・2歳児	5.7万円	4.8万円	3.9万円																																																																														
乳児	10.7万円	8.9万円	7.2万円																																																																														
地域 定員	20／100																																																																																
40名		10割	6割	1／3																																																																													
	4歳児	2.7万円	2.4万円	2.2万円																																																																													
	3歳児	3.3万円	3.0万円	2.8万円																																																																													
	1・2歳児	6.9万円	6.3万円	5.8万円																																																																													
	乳児	12.1万円	11.0万円	10.2万円																																																																													
地域 定員	20／100																																																																																
40名		9割	6割	1／3	1／4																																																																												
	4歳児	6.8万円	2.7万円	1.8万円	1.1万円																																																																												
	3歳児	7.5万円	3.3万円	2.2万円	1.3万円																																																																												
	1・2歳児	12.5万円	6.5万円	4.3万円	2.5万円																																																																												
	乳児	19.3万円	11.4万円	7.6万円	4.4万円																																																																												

○ 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案 抄

附 則

第四条 新法第八条に規定する子育てのための施設等利用給付については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたもの並びに新法第七条第十項第四号ハの政令で定める施設を除く。）を同号に掲げる施設とみなして、新法（第五十八条の四第一項（第四号に係る部分に限る。）、第五十八条の九第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第五十八条の十第一項（第三号に係る部分に限る。）を除く。）の規定を適用する。

2 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、施行日から起算して五年を経過する日までの間、当該市町村における保育の需要及び供給の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、当該市町村の条例で定めるところにより、前項の規定により新法第七条第十項第四号に掲げる施設とみなされる施設に係る新法第三十条の十一第一項の規定による施設等利用費の支給について、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち当該市町村の条例で定める基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとすることができる。この場合において、当該市町村の条例で定める基準は、同号の内閣府令で定める基準を超えない範囲内において定めるものとする。

3 （略）

- 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案による改正後の子ども・子育て支援法
(平成二十四年法律第六十五号) 抄

第七条 (略)

2～9 (略)

10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。

一・三 (略)

四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。）のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの

イ 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの

ロ 認定こども園法第三条第十一項の規定による公示がされたもの

ハ 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの

五～八 (略)

(子ども・子育て支援給付の種類)

第八条 子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付とする。

第三十条の十一 市町村は、施設等利用給付認定子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内において、市町村長が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て支援施設等（以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。）から当該確認に係る教育・保育その他の子ども・子育て支援（次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが受けるものに限る。以下「特定子ども・子育て支援」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く。）について、施設等利用費を支給する。

一・二 (略)

三 第七条第十項第四号から第八号までに掲げる子ども・子育て支援施設等 第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども

2～5 (略)